

特 殊 健 康 診 断

動 向

平成22年度の主な動向としては、

1. じん肺健康診断の肺機能検査等の見直し：じん肺法施行規則等の改正が、平成22年6月28日に公布され、平成22年7月1日から施行された。

(1) 肺機能検査の判定基準等の見直しの指標として

①「1秒率」に加え「%1秒量」を追加、

「 $\dot{V}_{25}$ /身長」を削除

②動脈血ガスの指標として「酸素分圧」を追加

(2) 健康管理に役立てるため「喫煙歴」を追加

(3) 関係様式の変更

*また、石綿によるびまん性胸膜肥厚が業務上の疾病として保険給付の対象となり、「石綿による疾病の認定基準の一部改正」も同日に行われた(基発0701第10号)。

2. インジウム・スズ酸化物等取り扱い作業による健康障害防止等の徹底について(平成22年12月22日基安発1222第2号)：インジウム・スズ酸化物の低濃度の吸入ばく露により、ラットに発がん性を含む肺疾患、マウスに肺疾患を起こすことが確認されたため、「インジウム・スズ酸化物等の取り扱い作業による健康障害防止に関する技術指針」を定め、適切な健康防止対策を実施するよう示された。特殊健康診断としては、雇い入れ、配置替え、6月以内ごとに、次の項目について健康診断を行うこととされた。

自他覚症状、血清インジウム濃度、

血清KL-6値、胸部CT検査(雇い入れ時のみ)

3. 特定化学物質障害予防規則等の改正：平成23年1月14日規則等の改正が公布され、4月1日から新しく次の2物質について「特定第2類物質」、「特別管理物質」とされ健康診断が規定された。業務の経歴や作業条件の簡易な調査のほか、それぞれ次の項目について、健康診断を行わなければならない。

(1) 酸化プロピレン……眼の痛み、せき、咽頭痛等の自他覚症状、皮膚炎等の皮膚所見の有無

(2) 1,1-ジメチルヒドラジン……眼の痛み、せき、咽頭痛等の自他覚症状

現 状

前年度に比較して、特殊健康診断の受診団体数は360から408団体に増加(13.3%増)しておるが、受診者数は75332名から69602名に減少(8.0%減)して

いる。前年度も、その前の年度より5524名(5.6%)減少している。全国の実施状況は、実施事業場数も受診労働者数も増加しておることから、これは当協会の特殊事情と思われる。受診者数が増加しているのはじん肺と石綿のみで、それ以外は減少している。特に、有機溶剤は1701名の減少、電離放射線は1570名減少している。

また、特殊健康診断の結果の概要は、例年とほぼ同様であり大きな変化はみられない。

今後の課題

- (1) 厚生労働省では、事業場で使用されている化学物質の中で、がん等の健康障害を生じさせる恐れのある物質について、毎年リスク評価を行い、リスクの高い物質については、さらに詳細リスク評価を行い必要な規制を行うこととしている。この結果を踏まえて、特定化学物質障害予防規則等の改正が行われ、新しく健康診断が行われるようになっていく。

平成20年3月改正施行：ホルムアルデヒド

平成22年4月改正施行：①ニッケル化合物、②砒素およびその化合物

平成23年4月改正施行：①酸化プロピレン、②1,1-ジメチルヒドラジン

また、平成23年7月14日に公表された「化学物質のリスク評価検討会報告書」によると、

①インジウム ②エチルベンゼン

③コバルトおよびその化合物

については、化学物質管理や労働衛生管理等の専門家による具体的な対応策を検討する予定としている。また、厚生労働省では、その結果を待つことなく適切な管理を行うよう指導する予定とのことである。

- (2) 「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」：平成20年から見直しが検討されており、平成23年7月27日第7回の検討会では、なるべく早く報告書をまとめ、平成24年4月には施行したいとしている。かなり大幅な改正が予定されているようである。

文献：労働衛生のしおり、(平成22年度)、(平成23年度)；中央労働災害防止協会発行

関係の集計表は134頁に掲載